

ご参加ください

行田市人権教育合同学習講演会
「出会いこそ生きる力」

- ▶日時 1月31日(土)午後1時30分開演
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶内容 サヘル・ローズさん(女優)が、自身の経験をもとに平和・人権などについて語ります。
- ▶入場料 無料※入場整理券が必要です。
- ▶入場整理券 1月10日(土)午前9時から中央公民館、各公民館、地域交流センターおよび南河原隣保館で配布します(1人2枚まで)。
- ▶主催 行田市、行田市教育委員会、行田市人権教育推進協議会 他
- ▶その他 手話通訳、ひととき保育(2歳以上の未就学児・無料)を行います。希望する方は1月23日(金)までにひとりづくり支援課に申し込みください。
- ▶問い合わせ 同課人権教育推進担当 ☎556-8319



サヘル・ローズさん

ご確認ください

～国民健康保険に加入している70歳未満の方へ～
高額療養費の自己負担限度額が変わります

1月から1カ月に医療機関に支払う自己負担限度額が次のとおり変更となりますので、ご確認ください。なお、70歳以上の方の自己負担限度額は変更ありません。また、国民健康保険でない方は、加入している健康保険組合へお問い合わせください。

所得区分 (総所得金額等－基礎控除額(33万円))	自己負担限度額 (3回目まで)	自己負担限度額 (4回目以降)
901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※4回目以降とは、過去12カ月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用されます。

- ・高額療養費に該当する世帯には、診療月の約3カ月後に通知しています。
- ・窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」の交付は、事前に申請する必要があります。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271)

市内の施設を見学してみませんか

市内施設めぐりの参加者を募集します

- 市の施設をはじめ、市内に点在する施設を見学し、理解と認識を深めることを目的に「市内施設めぐり」を開催します。参加者の皆さんから事前に訪問を希望する期日、施設をお聞きした上で実施しますので、ぜひご参加ください。
- ▶期日 3月2日(月)～20日(金)(土・日曜日を除く)の1日
 - ▶対象 市内在住の方(大学生以上)
 - ▶定員 1組10人以上※定員に満たない場合は中止
 - ▶参加費 無料(昼食は各自用意)※施設により入館料がかかる場合があります。
 - ▶その他 日程により見学できない施設があります。
 - ▶申し込み 1月30日(金)までに代表者の氏名、住所、電話番号、参加人数を明記の上、FAXまたはEメールで広報広聴課【FAX】550-2116【Eメール】koho@city.gyoda.lg.jp※電話での申し込みも可
 - ▶問い合わせ 同課広報広聴担当(内線318)



県立総合教育センターを見学する参加者たち

申請はお早めに

平成27・28年度
行田市物品売買等の競争入札参加
資格審査申請を受け付けます

- ▶受付日時 2月2日(月)～27日(金)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時
- ▶受付場所 市役所B9会議室※郵送不可
- ▶受付業務
 - ・物品売買等(建設資材を含む)
 - ・建築物管理
- ▶申請に関する手引き、申請書の入手方法 市ホームページからダウンロードしてください。なお、1月7日(水)から契約検査課でも配布します。
- ▶その他
 - ・手引きを参照の上、申請書類および添付書類を提出してください。
 - ・平成27・28年度の建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理業務の受け付けは終了しました。
- ▶有効期間 平成27年6月1日から2年間
- ▶問い合わせ 同課契約担当(内線213)

関根落および旧忍川の
野焼きを実施します

病害虫駆除ならびに農業用水の安定供給のため、元荒川上流土地改良区および地元農家で、関根落・旧忍川の堤防内の雑草やアシなどの野焼きを実施します。

野焼きをしているときは、炎や煙が発生しますが火事ではありません。また、当日の風向きによって灰が降る可能性がありますので、洗濯物などにはご注意ください。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をお願いします。

▶日時・場所

2015年農林業センサスを
実施します

2月1日(日)に、全国一斉に農林業の国勢調査といわれる「2015年農林業センサス」を実施します。

5年ごとに実施されるこの調査は、日本の農林業・農村地域の実態を明らかにし、今後の農林業の政策に役立てることを目的としています。1月中旬から、調査員が調査票に農林業の経営状況などの記入のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

なお、この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として実施しますので、調査内容を統計以外の目的に使用することは強く禁じられています。また、調査結果を税金の徴収などに使用するようには一切ありません。さらに、調査員には守秘義務がありますので、調査で知り得た情報を他人に漏らすようなことはありません。調査票についても紛失・盗難に遭わないよう厳重に管理しますので、ご安心ください。

▼その他

- 野焼きは、法令や条例により禁止されていますが、今回実施する野焼きは「農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却」として認められています。

▼問い合わせ

企画政策課統計担当(内線310)



インターネット回線の
契約トラブルにご注意

「事例1」
「今より接続料が安くなり、接続速度も速くなります。現在のプロバイダーとの解約も負担しますよ」と電話があったので了承した。その後、契約確認の電話があり「この電話をもって契約成立となり、これ以降の解約はできません」と言われた。契約書類が届き内容を確認すると、契約した覚えのない電話転送付加サービスなどのオプションが付けられていて、今より高い金額を支払うことになってしまふ。このような説明は受けてないし、付加サービスの契約をしないとプロバイダー解約料を負担してもらえないことにもなっている。オプションが外せないのなら解約したい。

「事例2」
「現在付いていないセキュリティサービスが付くことを考えれば、今よりずっと安くなります」とインターネット接続サービスの変更を電話で勧誘され、了承したところ、「後でパソコンから申し込んでもらいます」と言われた。後日電話があり、言われるままにパソコンを立ち上げ、住所、氏名などを入力している間に、申し込み欄への入力に遠隔操作で行われた。数日後、契約関係の書面が送られ、契約内容の詳細を確認したところ、支払い額が以前よりも高くなったので解約したい。

インターネット接続回線など、電気通信事業に関する契約は、私たちが身近なものになっていきますが、その仕組みは複雑になっています。勧誘時に事業者名を名乗らなかつたり、大手電話会社またはその関連会社だと誤解させたり、電話で不意に勧誘されたりして、内容を十分理解せずに契約してしまったなど、インターネットに関連した契約トラブルの相談が多く寄せられています。また、電話勧誘の後、遠隔操作で設定変更を行う勧誘業者に関する相談も増加しています。

「消費者へのアドバイス」

- ・「今より安くなる」などと勧誘されてもすぐに了承せず、契約内容や利用料金などに関する書面を求め、契約内容を十分理解してから契約しましょう。
 - ・契約先の事業者を必ず確認しましょう。
 - ・自分のパソコンを勧誘業者に遠隔操作してもらおう場合には、具体的にその内容を確認しましょう。
 - ・プロバイダーなどの電気通信サービスに関する契約は、法律上のクーリング・オフ制度はありません。困ったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。
- ▼問い合わせ 行田市消費生活センター(市役所内・内線495) または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999